

は、米穀と生蠟が主として取り扱われ、集荷された産物は大阪を中心に販売された。

しかし、この国産仕組は、藩札の下落で失敗し、天保四年（一八三三）買米を中心とした国産方仕法が開始され、天保五年に国産方役所が設置された。同七年には、領内の余剰米を買い上げる米切手を発行し、産物買集所を企救郡田野浦と上毛郡宇島に設けた。

同十年には、この国産方仕法を中止し、生蠟方会所を設置した。郡中生蠟方の係のほか、江戸廻生蠟御会所御用掛として仲津郡大橋村の商人柏木勘七を任命、さらに諸産物田野浦引請世話方として京都郡行事村の飴屋喜兵衛と宇島の万屋助九郎を任命した。藩は、このように、柏木・飴屋・万屋ら豪商を会所仕法の世話人に登用し、徳人依存体制の殖産興業政策を推進していった。

この会所仕法は、弘化二年（一八四五）に中止され、その後、嘉永七年（一八五四）、勝手方引請家老島村志津摩貫倫は、小倉織・製薬・金山・石炭などの奨励をし、商品作物の開発と藩専売制を実施した。

小倉・行事・宇島の三か所に会所を設置し、田川郡と築城郡にそれぞれ一か所取次所を設けて、領内の米穀と諸産物を集荷し、藩の独占で販売した。

当初、櫛の実際の買集めは櫛板場免許人に限定されていたが、一八三〇年ごろには実際に集荷商人が発生していたので、藩は櫛中買人や櫛実問屋を追認していった。「長井手永大庄屋日記」嘉永六年の条には、御用板場櫛仲買人として、長井手永では、統命院・大坂・喜多良・大村・柳瀬・山鹿の各村にそれぞれ一人、崎山村に三人の名前が散見される。これらの櫛仲買人は、「櫛実買方提札」という免許札を藩より交付された。

櫛仲買人は、その反対給付として、毎年運上銀八匁六分を藩庫へ上納した。なお、慶応四年（一八六八）〜明治三年（二八七〇）には、統命院村藤七や崎山村林平蔵のように、板場御免札と櫛実仲買札の両札を持った職商人もいた。彼らは、櫛仲買札運上銀八匁六分と共に、板場札運上銀四三匁を銀小物成として毎年藩庫へ上納した。

櫛の実際の値段は、大坂相場を基準に、毎年十二月中旬に決まり、生蠟は大坂と下関へ回送し、販売された。

四 諸産物の生産と商人札

職人・商人 幕府や領主は、商業・工業・漁業その他の生業に従事と免許札 する個人や株仲間・座に特権的保護ないし利権を与えるときともに、その経済活動を統制し、反対給付として免許税や営業税に当たる冥加銀あるいは運上銀を上納させた。

小倉小笠原藩でも、職人や商人に、その営業権を公認した証しとして免許札を発行した。当藩では、この免許札のことを「免札」・「札」・「商人札」・「商札」・「棒札」などと呼んでいた。

免許札は、その身一代限りの営業権を保証するもので、他人へ譲渡したり、貸与することを禁じた。したがって、無札のものは商売ができなかった。

次の史料は、安政三年（一八五六）八月に、長井手永大熊村太右衛門が紙漣の免許札を申請したときの「覚」（「長井手永大庄屋日記」）である。

奉願口上覚

大熊村

第55表 長井手永銀小物成勘定

免許札枚数	運上銀匁
薪汲古	128.5
馬歩行	3.6
網手	1.2
釜鳩	1.2
縮炮網	2
鴨鉄投	15
	45
	34
計	230.5

天明4年(1784)

藩の勘定所は、申請内容を検討のうえ、免許札を願主に下付した。免許札を交付され、職人あるいは商人になると、その職種によって決められた法定の運上銀を藩庫へ納入する義務が課せられた。第56表は、明治元年(一八六八)の免許札の種類と運上銀を表示したものである。例えば、紙漉札を交付された職人は、年間一五匁の運上銀を上

和藤左衛門様

長井又蔵

右の通願出候ニ付、宜仰付られ、下さるべく候、以上

当分取計

同村庄屋

藤太郎

(安政三年) 辰八月

大熊村願主

太右衛門

一、紙漉御免札壹枚

但、歳四拾七、中男、丸面

太右衛門

右者家内多、農業夫丈ニ出来仕申さず候ニ付、紙漉任、右余力を以御作方仕入ニ仕度願上奉り候、何卒願の通仰付られ、下置かれ候ハ有難く存じ奉候、仍願書差上申候、以上

納しなければならなかった。

第55表は、天明四年(一七八四)の長井手永の銀小物成勘定である。

長井手永は、山村・盆地の土地柄、薪札が一五三枚と多く、運上銀も全体の五六割を占め、次いで狩猟用の鉄炮札が二〇割を占めていた。また、犀川盆地を貫流する犀川での川漁も盛んで、川魚漁人一七人が一人につき運上銀二匁(投網)を上納していた。第一次産業型の農山村であった。

第57表は、明治三年(一八七〇)の長井手永の諸商人札(免許札)を、第58表は、史料に散見する犀川町域の商人札を一覧表にしたものである。

天明四年(一七八四)以来八六年を経過した明治維新时期には、長井手永でも、紺屋や板場・鍛冶屋・桶屋・鑄掛・竹細工などの家内手工業を中心とする職人が活躍し、商人の取り扱い商品も多様化し、在方商業の発達が目撃されている。長井手永の中でも、山鹿は宿町として旅商人宿のほか、酒造業・猪口酒商・田舎店商・塩商・魚商・室屋などの在町的職種があった。そして、犀川町域を南西より北へ流れる犀川の川舟路と、この川に並走する秋月道に点在する崎山には、酒造業・鍛冶屋・竹細工・木綿・晒葛・菜種子座・田舎店商などの職人や商人、大村には、紙漉業・木綿・小垂・田舎店商など、木山には、菜種子絞り・中店商・田舎店商など、統命院には、菜種子座・木綿・下駄挽・竹細工などの職人や商人がいた。さらに、犀川の支流喜多良川の中流に点在する大熊には、紺屋・板場・水車・榎実仲買・質屋・紙漉業・鉄風呂差・投網川漁人・振り売り商などと、多様な家内手工業や在方商業が発達していた。

第56表 諸免許札 (明治元
年(一八六八)
(単位 匁)

綿蠶	塩灰	綿実	酢手	瓦焼	桶屋	水車	猪口	鍛冶	綿実	醬油	草木	瀬戸	醬油	鉄物	小米	紺米	雑菓	合菓	板油	醬油	揚酒	魚商	蜜商	小商店	中商店	大商店	免許札		
製焼	製焼	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	運上銀	
一〇	二〇	二五	一四	三〇	一〇	四三	一〇	一〇	四三	四七	四三	一五	一七	一五	三〇	一〇	二〇	四三	四三	四三	四三	一三	四三	一五	二〇	四三	銀		
竹ノ皮	目附	田舎	綿替	綿替	入船	引割	材木	綿実	焚炭	檜物	肥物	塩物	鋤物	藍問	藍問	室屋	商棒	魚問	大工	紙漉	質屋	菜商	鑄掛	稲掛	塗工	古手	土人	素麵	
商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	商	製
四・三	四・三	二・五	八・六	〇・五	一・五	銀一枚	四・三	二〇	銀一枚	一・五	八・六	八・六	〇・五	四・三	八・六	二〇	二〇	二〇	四三	一〇	一五	御礼銀	四三	一〇	四三	二一・五	三・五	四・三	四・三

慶応三年(一八六七)六月の「仲津郡竈数・人・牛馬数書上大寄帳」(北九州市立歴史博物館蔵、勢島文書)によると、長井手永の諸職人は五〇軒、御免札受六〇軒、節丸手永の諸職人は六〇軒、御免札受は三二軒を数えている。

同年八月山鹿宿町の村役人たちは、次のような趣旨の歎願書を藩へ提出している。「近來、在村へ追々商札が許可され、在方商業が発達し、宿経済が圧迫されている。それで、在村への商札の認可を取りやめ、宿町のみの交付にしてほしい」という趣旨の歎願である。これに対し、長州戦争で敗れ、企救郡を長州藩に預けて田川郡香春へ退却した藩(香春藩)は、この歎願を容れず、逆に、在方へ諸商業や家内手工業を奨励し、運上銀を増徴することによって藩の財政を再建しようとしたのである。

荒葛	諸商	茶手	杓灰	石焼	燒髮	摺附	油白	燒物	櫛物	産物	竹細	薪工	蠟掛	鐵掛	血振	白保	菜種
仲人	人	手	灰	手	手	手	店	物	物	物	工	商	商	商	商	紙漉	絞
買	宿	製	子	焼	製	製	売	商	工	買	商	商	商	商	商	漉	絞
八・六	八・六	八・六	二・五	二〇	四・三	八・六	一〇	八・六	四・三	四・三	一五	四・三	二・五	四・三	一〇	三〇	一五
反古	雜積	油積	膏木	竹木	唐釜	鍋釜	材木	綿実	饅頭	犬ヶ	煙草	煙管	楮皮				
買	魚	入	菜	商	竿	商	屋	商	工	馬行	商	張	買				
一〇	二・五	四三	八・六	二〇	一〇	四・三	三〇	二〇	一〇	二一・五	三五	四・三	四・三	八・六			

第57表 長井手永の商人札（免許札）

計	村名																					
	室屋	鍛冶屋	紺屋	桶屋	板場	質屋	商棒	魚商	塩商	田舎店	中店	小酒商	猪口酒商	雑菓子商	鑄掛	鬘付手製商	水車	竹細工	蘆実仲買			
五	一											三		一								
二										一								一				
二	一														一							
二										一	一											
二													一									
〇																						
三															一							
〇																						
二											二											
一												一										
六												一		二	一	一						一
三																一						一
六																	一					一
四																	一					一
二																						一
二																						一
四二	一	二	二	一	二	二	三	三	一	七	一	一	四	二	一	三	一	二	三			

明治三年（一八七〇）

年貢徴収の確保が最も優先する藩は、農民に対して年貢皆済かいま前の米穀の売買を厳しく禁じると共に、年貢の徴収期間（「所務中」といい、年貢納入が始まった時から納入が終わるまでの間）、大庄屋の元に免許札を取り上げ、職人や商人の経済活動を一時ストップさせ、年貢の完納後、免許札を返却し、経済活動を再開させた。年貢納入後は、農民の手持米や生

産物・商品を買買することを認めている。米穀・酒・菜種子・生蠟の領外への販売については、既に述べたので、ここでは天保十四年（一八四三）の「長井手永大庄屋日記」に散見される晒葛と木綿の領外移出について述べておこう。同年六月、崎山村市平は、晒葛一五石を、小倉綿屋茂兵衛の取り次ぎ

